

吹田市介護老人保健施設 厨房用給気ファン更新修繕 仕様書

1 修繕名

吹田市介護老人保健施設 厨房用給気ファン更新修繕

2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

※可能な限り速やかな履行を希望。

※現地視察や履行日時は、履行場所と調整のうえ決定すること。

3 履行場所

住所 吹田市片山町 2 丁目 13 番 25 号

名称 吹田市介護老人保健施設

連絡先 06-6330-5544【担当：宮谷（みやたに）】

4 内容

当該施設の地下 1 階の受水槽室にある厨房給気ファンにおいて、経年劣化により不具合があるため更新する修繕。なお、修繕完了後、完了届とともに、修繕前・後の状態が分かる写真を添付した完了報告書を提出すること。

| 内容                       | 数量  |
|--------------------------|-----|
| 送風機 ※既設機器と同等品とする         | 1 台 |
| 同上取付支持金物                 | 1 式 |
| 補足材消耗費                   | 1 式 |
| 既設機器撤去、新設機器吊込作業費         | 1 式 |
| ダクト接続工事費 （ダクト加工及び接続部材含む） | 1 式 |
| 足場工事費                    | 1 式 |
| 重量物運搬費                   | 1 式 |
| 電気工事費 （既設電灯脱着取付工事費含む）    | 1 式 |
| 撤去材搬出処分費                 | 1 式 |
| 養生清掃費                    | 1 式 |
| 試験調整費                    | 1 式 |
| その他経費 （交通運搬費、雑費、諸経費等）    | 1 式 |

※既設機器詳細は次のとおり

片吸込シロッコ・天吊形 / 風量 10,000(m<sup>3</sup>/h) / 静圧 25(mmAq)

電気容量 3 相 200V 2.2kw / スプリング防振架台 (天吊形)

## 5 一般事項

- (1) 本修繕は、本仕様書により行い、記載されていない事項はすべて共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部制定）最新版によるものとする。
- (2) 搬入路は、監督員と十分な打ち合わせを行い、良好な維持管理を行うこと。なお、良好な維持管理、復旧に要する費用は一切請負者の負担とする。
- (3) 既設建物（設備）と本業務との取り合い、納まり等図示なき部分も遺漏なき様施工のこと。本業務によって支障が生じる場合は監督員の指示により養生または移設し現状復旧のこと。遅滞なく行い、これに要した費用はすべて請負者の負担とする。
- (4) 業務の再委託について

ア 受注者は、原則として業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

ウ 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

エ 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

オ 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を再委託先としてはならない。

カ 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

キ 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。